

1 公の施設名

鳥取市母子生活支援施設

2 指定管理期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）
（指名施設）

3 指定管理者候補者として選定された団体

（住 所）鳥取市的場2丁目1番地
（団 体 名）社会福祉法人鳥取福社会
（代表者名）理事長 松下 稔彦

4 選定された団体の提案内容

（1）指定管理料

指定管理料総額	535,000,000円
年度ごとの指定管理料	107,000,000円

（2）事業内容等

- ・児童福祉法・社会的養護の精神に沿い、入居者一人ひとりの心身の健康の保持と生活の安定、自立支援の助長を運営の基本とする。
- ・子どもと母親の権利を主体として位置づけ、常に子どもと母親の最善の利益に配慮し、生活安定への出発点となるよう関係機関と連携し自立を支援するよう努める。
- ・個々の利用者が、安全安心な施設生活を送りながら、「経済自立」「日常生活自立」「社会生活自立」を中心とした自己決定・自己選択を行い、地域生活に向けての新しい一歩を踏み出す為の支援を行う。
- ・子ども達が、施設生活の中で健全な成長が図られるように配慮し、集団的・個別的な支援を行う。
- ・リスクマネジメントを中心とした組織的・継続的な管理体制を図り、未然に事故防止等を行う事で支援の質の向上につなげる。
- ・「サービスの質の向上」を具現化するため、中期総合計画において「人材育成」に係る具体的な取り組みや目標を定め、その進捗管理を行いながら職員の研修や資質向上等に努める。
- ・当法人ならではの多職種の職員による専門性、さらには20年以上に及ぶ施設運営の経験とノウハウを最大限に活かして安定的かつ発展的な施設運営を行う。

5 選定の理由

本施設は、「鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定等に関する事務取扱要綱」第4-1-(2)特に専門的な事業を行い、事業に係るノウハウや人材のネットワークが、相当程度蓄積されている施設に該当し、公募によらな

いで指定管理者候補者の選考を行いました。

利用者の心身の健康の保持と生活安定、自立支援の助長を運営の基本としていること、管理運営組織が経験豊富な多職種からなる職員によって構成されていること、職員の資質向上に取り組んでいること等が評価された「社会福祉法人鳥取福社会」を指定管理者候補者として選定するものです。

6 選考を行った委員会

鳥取市福祉部及び健康こども部指定管理者選考委員会

7 審査項目及び配点

審査項目	配点
1 管理運営の基本的な考え方	
①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか	5 点
②市民の平等な利用が確保されているか	5 点
2 施設能力の効果的な活用と施設の効率的な管理に関すること	
①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか	5 点
②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか	5 点
③外部委託の範囲は適正であるか	5 点
④収支計画は適切かつ実現可能であるか	5 点
⑤経費削減や業務効率化のための方策が優れているか	5 点
⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か	5 点
3 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関すること	
①安定した運営ができる財務状況か	5 点
②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか	5 点
③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか	5 点
④業務従事者への研修が十分に確保されているか	5 点
⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか	5 点
⑥情報の公開への対応、個人情報の保護への対応は十分か	5 点
4 地域及び市民に対する貢献	
①鳥取市内に本店又は主たる事務所を置いているか	2 点
②地元との連携や協働による事業や社会貢献活動など、具体的な提案があるか	5 点
③市民を雇用する計画があるか（現在の施設従事者の継続雇用に配慮されているか）	3 点
5 その他	
①関係法令にかかる監督行政機関から指導等を受けていないか	2 点
②障がい者雇用について法定雇用率を満たしている若しくは障がい者雇用の義務のない法人等で障がい者を雇用しているか	2 点
③障がい者就労支援施設等を活用（清掃業務の委託、物品の調達等）する計画があるか	2 点
④鳥取市男女共同参画かがやき企業やそれに同等の認定を受けている、又は指定管理期間開始までに認定予定であるか	2 点
⑤環境に配慮した取り組みがなされているか（ISO14001・TEAS I 種規格やそれに同等の環境配慮活動の認証を受けている、又は指定管理期間開始までに認証予定であるか）	2 点
配点合計	70 点

8 評価点

選考委員会委員が申請団体からの申請書類、提案説明、質疑応答をもとに審査し、評価しました。

団体名	審査項目	審査委員						得点 合計
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	
社会福祉法人鳥取福祉会	1-①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか	4	5	4	4	5	5	334
	1-②市民の平等な利用が確保されているか	4	5	4	3	5	5	
	2-①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか	4	5	4	4	3	4	
	2-②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか	4	5	4	3	4	4	
	2-③外部委託の範囲は適正であるか	4	5	4	3	3	3	
	2-④収支計画は適切かつ実現可能であるか	4	4	3	3	4	4	
	2-⑤経費削減や業務効率化のための方策が優れているか	4	4	4	3	3	3	
	2-⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か	4	5	4	3	3	3	
	3-①安定した運営ができる財務状況か	4	5	4	4	4	4	
	3-②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか	5	5	4	4	3	3	
	3-③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか	4	5	4	4	4	4	
	3-④業務従事者への研修が十分に確保されているか	4	5	4	4	4	4	
	3-⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか	4	4	4	4	4	4	
	3-⑥情報の公開への対応、個人情報の保護への対応は十分か	4	4	4	3	4	4	
	4-①鳥取市内に本店又は主たる事務所を置いているか							
	4-②地元との連携や協働による事業や社会貢献活動など、具体的な提案があるか							
	4-③市民を雇用する計画があるか							
	5-①関係法令にかかる監督行政機関から指導等を受けていないか							
	5-②障がい者雇用について法定雇用率を満たしている若しくは障がい者雇用の義務のない法人等で障がい者を雇用しているか							
	5-③障がい者就労支援施設等を活用する計画があるか							
	5-④鳥取市男女共同参画かがやき企業やそれに同等の認定を受けている、又は指定管理期間開始までに認定予定であるか							
	5-⑤環境に配慮した取り組みがなされているか							
	計	57	66	55	49	53	54	

9 問い合わせ先

鳥取市健康こども部こども家庭局こども家庭センター

電話番号 (0857) 30-8588